

令和7年度（令和8年3月2日委嘱予定）

## 地域おこし協力隊（川根本町ゆずに学ぶ特産品・新商品開発と販路開拓）募集要項

令和7年12月1日

### 1 募集の目的

川根本町は、静岡県の中央部に位置し、東は静岡市、西は浜松市、北は長野県との県境という立地になります。町域は大井川に沿った東西約23km、南北約40kmの南北に細長い形で、約94%を森林が占めています。

南アルプスの山麓と前衛の山々が織りなす四季折々の美しい景観にある寸又峡の「夢のつり橋」、接岨峡にある「奥大井湖上駅」、日本唯一のアプト式鉄道を有する南アルプスあぷとラインや大井川鐵道等の観光産業と、古くから銘茶「川根茶」のふるさととして県内外でも親しまれている茶業が盛んです。

しかし、全国共通で問題となっている少子高齢化や人口減少等から、産業全般の担い手不足や耕作放棄地の増加という課題があります。近年では、耕作放棄地で育てた「川根本町ゆず」のブランド化を進めているところです。

そこでこのたび、川根本町地域おこし協力隊員設置要綱（平成28年6月2日告示第43号、以下「要綱」といいます）に基づき、「川根本町ゆずに学ぶ特産品・新商品開発と販路開拓」を担う地域おこし協力隊の募集を行います。

### 2 主な活動内容

1	<p>特産品開発に係る活動</p> <ul style="list-style-type: none"><li>町内にある特産品の特徴を知り、耕作放棄地で育てられる特産品を学ぶ</li><li>川根本町ゆずの摘採、現状の把握</li><li>耕作放棄地の利活用方法の検討</li></ul> <p>など</p>  <p>写真 川根本町ゆず・摘採の様子</p>
2	<p>特産品を利用した新商品開発に係る活動</p> <ul style="list-style-type: none"><li>町内特産品を利用し、新商品開発を行う</li><li>川根本町ゆずの商品開発（ゆずポン酢、ゆず粉、ゆず飴など）</li></ul> <p>など</p>  <p>写真 川根本町ゆず商品・ふるさと納税返礼品の一部</p>

3	<p>新商品の販路開拓に係る活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内外の商談会出店による販路開拓</li> <li>・販売、商談スキル、経営技術を学ぶ</li> <li>・ふるさと納税返礼品への出品</li> <li>・売れる特産品、新商品をPRすることで町内生産者等の機運醸成を図る</li> </ul> <p>など</p>    <p>写真 出店の様子、ふるさと納税返礼品の一部</p>
4	<p>その他の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会や地域のコミュニティ活動への参加</li> <li>・月1回／毎月の活動報告書の提出、定例会への出席</li> <li>・年1回／年間計画及び報告書等の作成、報告会への出席</li> <li>・国、県、町の主催する地域おこし協力隊の研修会</li> <li>・移住フェア等の出展、SNSを利用した町のPR活動 など</li> </ul>  <p>写真 隊員作成イラスト</p>
5	<p>協力団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人かわね来風（らいふ）／川根本町ゆずの商品の販売</li> <li>・株式会社KAWANE SENSE／川根本町ゆずの加工、商品開発、商談会への出店</li> <li>・株式会社KAWANE ホールディングス／川根本町ゆずの加工、商品開発、経営コンサル事業</li> </ul>

※業務の変更範囲：職種等の変更なし

### 3 町のイメージするロードマップ

1年目	・町内でブランド化を目指している「川根本町ゆず」の生産方法、商品開発、特徴を学び耕作放棄地でも育つ特産品開発に繋げる
2年目	・「川根本町ゆず」を使用した商品開発から学び、特産品を使用した新商品を開発 ・商談会等に出店し販売、商談スキルを学ぶ
3年目	・2年目で学んだ販路開拓方法を活かし、経営技術等を模索 ・起業や事業承継、就職の準備
退任後	・起業、事業承継 ・協力団体への就職（双方合意のもと） ・その他会社への就職

### 3 応募の条件

応募資格 (応募する全ての方が満たす必要があります)	・三大都市圏内外の都市地域及び一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市に現に住所を有する方
-------------------------------	---

ます。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱後、生活の拠点を川根本町に移すとともに川根本町に住民票を異動することができる方</li> <li>・任期終了後も川根本町に居住する意向のある方</li> <li>・地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格事由に該当しない方</li> <li>・普通自動車運転免許を有している方、又は取得予定の方</li> <li>・パソコンの一般的な操作及び SNS の活用ができる方</li> </ul>
求める人物像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生や地方活性化に関心がある方</li> <li>・地域住民や協力団体等と柔軟なコミュニケーションがとれる方</li> <li>・人と接することが好きで、人の話に真摯に耳を傾けられる方</li> <li>・川根本町に定住してプロジェクトを継続する意思がある方</li> <li>・起業や就業を目指し、本町と共に意欲的に取り組む意思がある方</li> </ul>

#### 4 委嘱予定人数

1名

#### 5 雇用形態

- ・隊員は、川根本町と隊員が委託契約を締結し、個人事業主として活動します。（町との雇用関係無し）
- ・活動期間は、募集年度の委嘱日から同年度の 3 月 31 日までとします。（試用期間：なし）
- ・なお、年度ごとに更新可否を判断し、最長 3 年間活動を延長することができます。
- ・ただし、協力隊員として相応しくないと判断した場合は、任期期間中であってもその職を解くことができるものとします。

#### 6 報酬

291,000 円/月（消費税及び地方消費税を含む）

#### 7 活動条件

活動地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力団体のオフィス、事務所等</li> <li>・デスクは経営戦略課内にも設置予定です。</li> <li>・その他町内</li> </ul>
活動日のイメージ	<p>7 : 00 起床・朝食      8 : 00 移動      8 : 15 活動開始          ゆずの摘採          新商品開発の打合せ、提案      12 : 00 休憩・昼食      13 : 00 活動開始          週末の商談会打合せ、出展荷造り      17 : 00 活動終了      17 : 30 移動・買い物      18 : 00 夕食</p>

	19:00 余暇 20:00 副業（web デザイン） 22:00 風呂・就寝 ・時間外労働：原則なし
休日・休暇	上記の活動日数に応じてお休みを取得ください。 ・イベントや研修等で休日出勤が発生する可能性がありますが、その場合は別日に振替となります。
待遇・福利厚生 (活動費補助金)	住居 ・住居はご自身でご契約いただきます。 ・賃料は最大 58,400 円/月まで補助します。 ・町で物件を紹介可能。 ・住居に係る光熱水費等は自己負担とします。 ・転居に係る旅費や経費については自己負担とします。
	活動経費 ・活動には自己所有の携帯電話及び PC をご利用いただきます。 ・通信費として 5,000 円/月を補助します。 ・活動には自家用車をご利用いただく場合、車両使用料として 10,000 円/月（燃料費含む）を補助します。 ・ただし、車両リースを伴う場合、は車両リース料とは別に燃料費を補助します。 ・その他、活動に必要な消耗品費や出張費については予算の範囲内で補助します。
	社会保険 ・国民健康保険、国民年金への加入は自己負担とします。
	副業 ・可（ただし、町への事前報告が必要）
その他	・職員、移住コーディネーターによる地域おこし協力隊日々のサポート

## 8 提出書類・選考の方法

### （1）提出書類

#### ■応募時に提出

- ・川根本町地域おこし協力隊応募用紙 : 様式指定
- ・現住所の住民票（抄本／マイナンバーの記載がないもの）: 3か月以内のもの
- ・普通自動車運転免許証の写し : 表面・裏面

#### ■応募用紙の送付先

川根本町 経営戦略課 定住・移住推進室 Mail : keiei@town.kawanehon.lg.jp

- ・件名に「川根本町地域おこし協力隊応募の件」とご記載ください
- ・本文に「氏名」「現住所」「応募を希望するミッション」をご記載ください
- ・事前 WEB 面談（カジュアル面談）をご希望の方はその旨ご記載ください

### （2）選考方法

①事前 WEB 面談 (カジュアル面談)	・担当者が WEB 面談を行います。 ・地域情報や業務内容についてご説明します。
-------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認事項や質問等を聞き取りいたします。</li> </ul>
②応募受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要書類を送付いただいて正式に応募したものとします。</li> </ul>
③書類選考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募書類をもとに選考を行います。</li> <li>・選考結果はメールでお伝えします。</li> </ul>
④最終面接（現地）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者面談通過者を対象に、川根本町役場にて面接を行います。(2026年2月4日水曜日頃予定)</li> <li>・日程や会場等の詳細については、選考結果を通知する際にお知らせします。</li> <li>・面接時には必要書類を持参または郵送いただきます。</li> </ul> <p>※交通費等に関しては自己負担とします。</p>
⑤最終結果の通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選考終了後に、結果を文書で通知します。</li> </ul>

### （3）応募受付期間

2026年1月29日木曜日まで

### 9 任用予定期間

2026年3月2日月曜日（町と内定者との相談のうえ決定）

### 10 担当者

川根本町 経営戦略課 定住・移住推進室 中村、小笠原

〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627

TEL 0547-56-2221 （平日 8:15～17:00）